

陳 情 文 書 表

受理番号	30第14号	受理年月日	平成30年11月7日
陳 情 者			
件 名	別居・離婚後の児童虐待等を防止する公的支援を求める陳情		
【陳情の趣旨】 2012年には民法が改正され、同766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と初めて、共同養育・面会交流・養育費に関して、明記されました。 しかしながら、現行法制では、離婚届出は、特段、共同養育・面会交流・養育費を取り決めないでも受理され、さらに、離婚もされていない夫婦の別居状態において、養育費の支払いが行われていたとしても、連れ去り側の親が公的支援機関がないからといった一方的な理由で面会交流に応じないといった親子の引き離しが行われ、共同養育や面会交流が遅々として進んでいないのが、現状です。 こうした中、兵庫県明石市では、これらの現状を踏まえ、2014年より、国に先駆け、子ども養育の専門相談窓口を設け（弁護士、臨床心理士など専門スタッフ）共同養育、養育費や面会交流を定めた「子どもの養育に関する合意書」や「子ども養育プラン」の作成アドバイスを行っています。これらの明石市の取組は、厚生労働省でも「ひとり親家庭への支援施策に関する事例」として注目されており、社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」においても、「共同養育、養育費の確保・面会交流については、「明石市こども養育支援ネットワーク」に見習う点も多い。」との意見が述べられています。 目黒区においても、関係職員の研修やホームページに面会交流や共同養育支援の案内の掲載、上記明石市取組を参考にした公的支援・相談体制が必要であると考えます。 (参考) 兵庫県明石市「明石市こども養育支援ネットワーク」概要 第一 2014年4月から実施している主な支援策 1 相談体制の充実化ーこども養育専門相談の実施 「こども養育専門相談」を毎月1回、市役所本庁舎で実施しています。4～6月の僅か3か月間で、相談枠が全て埋まりました。 2 参考書式の配布 夫婦間の話し合いにおける参考資料にしてもらうため、養育費や面会交流などについて記載された「こどもの養育に関する合意書」、「こども養育プラン」			

及び「合意書・養育プラン作成の手引き」を離婚届けとともに配布しています。なお、この書式は明石市のホームページからもダウンロードすることができます。

3 関係機関との連携・連絡会議の開催

本市における離婚や別居に伴う養育支援制度のあり方などに関する関係機関との意見交換及び情報提供を行うため、「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」を定期的を開催しています。この会議には、神戸家庭裁判所がオブザーバーとして参加しています。

第二 2014年10月以降実施している主な支援策

1 参考書式の拡充

- ・「こどもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布
- ・「親の離婚と子どもの気持ち」の配布
- ・「ひとり親サポートパンフレット」の配布

2 面会交流サポート事業の開始

- ・市立天文科学館を面会交流の場として提供（無料・優先予約も可能）
- ・父の日キャンペーンの実施

3 こどもふれあいキャンプの実施

親の離婚・再婚・別居を経験したこどもを対象とするキャンプを開催

4 講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」の実施

こどもの気持ちを考えるワークショップ（FAITプログラム）

5 明石市在住で、中学3年生までの親子を対象に面会交流支援の実施

http://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan_shitsu/kodomo-kyoiku/youikushien/menkaikouryu_support.html

【陳情事項】

目黒区において、兵庫県明石市の取り組みを参考に、別居・離婚後の児童虐待・人権侵害を防止するため、共同養育支援、面会交流支援に対する公的支援体制・相談体制の実施充実を図って下さい。